

第5次千葉市地域防犯計画

(令和5年度～令和14年度)

令和5年4月

千 葉 市

目次

第1章 計画策定の趣旨等について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象範囲	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画期間	1
5 計画の推進	1
第2章 本市における犯罪の現状と課題	2
1 刑法犯認知件数の推移	2
2 犯罪の現状	3
(1) 犯罪の種別	3
(2) 令和3年 区別の身近な犯罪の人口10万人あたり発生件数	4
(3) 留意すべき犯罪の傾向	4
3 市民意識	7
4 地域防犯活動の現状	7
5 安全で安心なまちづくりへの課題	9
第3章 計画の目標について	11
1 計画の目標	11
2 達成指標	11
第4章 防犯施策の推進について	12
1 基本的な4つの視点	12
2 地域を構成する者のそれぞれの役割	13
3 具体的な取組み	13
(1) 市民を主体とした防犯活動への支援	13
(2) 地域防犯ネットワークの推進	15
(3) 子どもを犯罪から守る	16
(4) 高齢者、女性、障害者への安全対策・犯罪被害者等への支援	18
(5) 防犯に配慮した環境の整備	19
(6) 軽微な犯罪や犯罪に至らない義務違反行為に対する取組み	20
(7) 関係部署が連携した取組みの推進	20
(8) 警察との連携	21
資料編 (WEBアンケート結果)	22

第1章 計画策定の趣旨等について

1 計画策定の趣旨

本市の地域防犯に関して、今後のあるべき方向性を明らかにし、市、市民、事業者、警察、その他関係機関などが、それぞれの役割において連携と相互協力のもとに、持続的に防犯への取組みを進める方針として、これまでの計画に引き続き、第5次地域防犯計画を策定します。

2 計画の対象範囲

この計画では、主として日常の行動範囲内で発生する市民生活に関係する犯罪への対策、取組みのほか、犯罪被害者等への支援を対象とします。

3 計画の位置づけ

この計画は、地域防犯に関する個別計画として位置づけます。また、千葉市基本計画・実施計画との整合性を図るとともに、千葉市再犯防止推進計画をはじめとした他の個別部門計画と連携し、地域防犯に関する施策の推進を図ります。

4 計画期間

千葉市基本計画の計画期間と合わせ、本計画についても、令和5年4月から令和15年3月までの10年間を計画期間とします。

なお、千葉市基本計画に基づく具体的な事業を示す実施計画（3か年計画）の終了時に、本計画に記載のデータ等を見直すほか、社会情勢や施策の進捗状況に応じて、計画の見直しを行うこととします。

5 計画の推進

本計画を推進するため、毎年度、具体的な取組みの進捗管理を行い公表します。また、実施計画（3か年計画）の終了時に、計画目標の達成指標等に基づき評価を実施します。

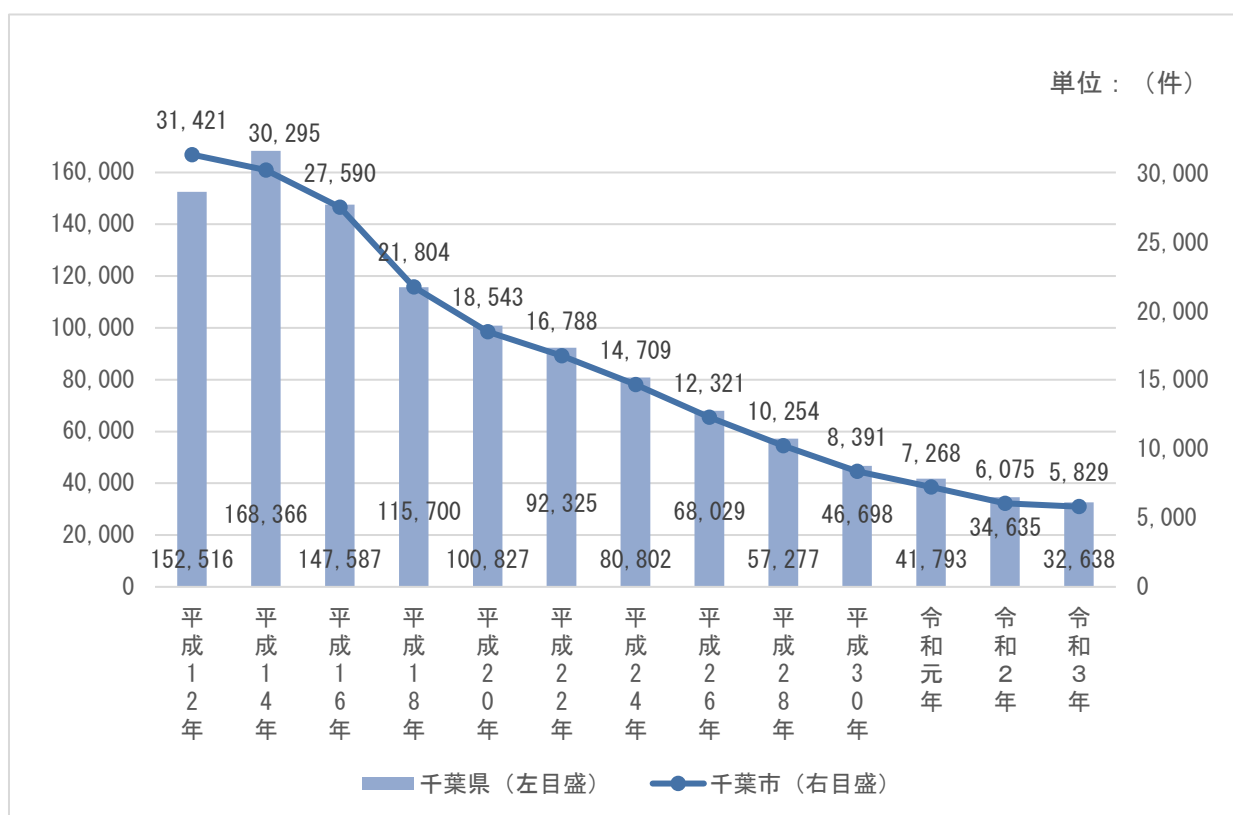
第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 刑法犯認知件数の推移

本市における刑法犯認知件数は、令和3年が5,829件で、ピーク時（平成12年）の31,421件に比べて約8割減少しています。

なお、千葉県における刑法犯認知件数は、令和3年が32,638件で、ピーク時（平成14年）の168,366件に比べて、市と同様に約8割減少しています。

刑法犯認知件数の推移



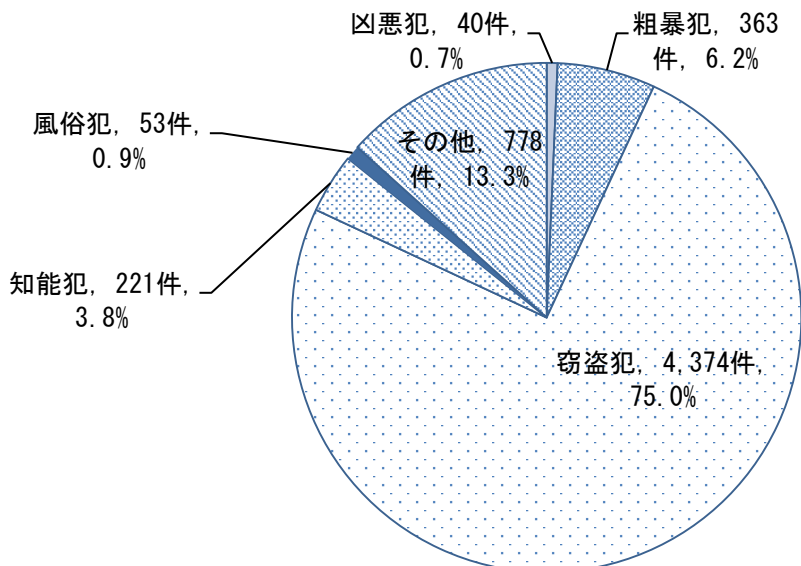
（千葉県警察公表資料を基に作成）

2 犯罪の現状

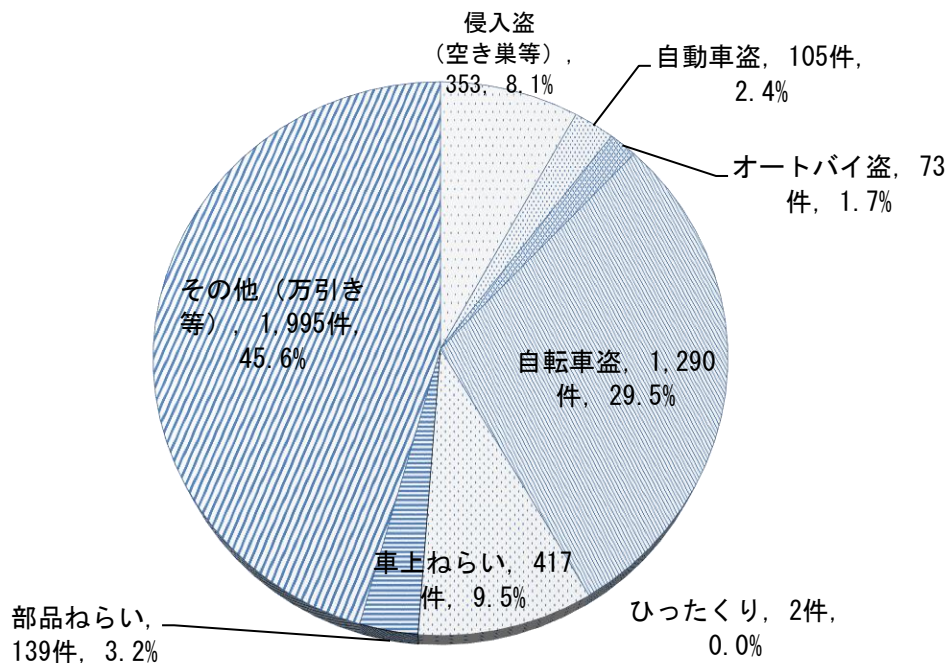
(1) 犯罪の種別

市内で起きている犯罪を種類（罪種）別で整理すると、次のグラフのとおりです。全体の7割以上が窃盗犯となっており、特に自転車盗の件数が多くなっています。

市内の罪種別件数内訳 5,829件（令和3年）



窃盗犯の内訳



（千葉県警察公表資料を基に作成）

(2) 令和3年 区別の身近な犯罪の人口10万人あたり発生件数

(件/10万人)

	住宅侵入盗		自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	粗暴犯 (暴行・傷害等)	合計
	(空き巣・忍込み※)							
中央区	43.3	8.9	4.7	203.9	68.3	71.6	400.6	
花見川区	17.5	13.6	10.2	95.5	36.7	21.5	194.9	
稲毛区	25.0	7.5	8.1	139.8	34.9	32.4	247.7	
若葉区	23.9	20.5	9.6	97.1	54.7	32.8	238.6	
緑区	7.7	6.2	6.2	69.4	38.6	23.1	151.1	
美浜区	3.9	7.9	6.6	152.6	13.8	28.3	213.1	
平均	20.2	10.8	7.6	126.4	41.2	35.0	241.0	

※「空き巣」は家人が留守の間に侵入、「忍込み」は家人が就寝中に侵入するもの。家人が在宅中に隙を見計らって侵入する「居空き」の件数は含まない。

(千葉県警察公表資料を基に作成)

- ・中央区 住宅侵入盗、自転車盗、車上ねらい及び粗暴犯の4つの罪種が、6区の中で最も多い。一方、オートバイ盗は6区の中で最も少ない。
- ・花見川区 オートバイ盗が6区の中で最も多く、自動車盗も6区の中で2番目に多い。一方、粗暴犯は6区の中で最も少ない。
- ・稲毛区 住宅侵入盗が6区の中で2番目に多い。一方、自動車盗と車上ねらいが6区の中で2番目に少ない。
- ・若葉区 自動車盗が6区の中で最も多く、オートバイ盗、車上ねらい及び粗暴犯も6区の中で2番目に多い。
- ・緑区 全ての罪種において6区の平均を下回り、特に自動車盗と自転車盗は6区の中で最も少ない。
- ・美浜区 自転車盗が6区の中で2番目に多いが、その他の罪種は6区の平均を下回る。特に、住宅侵入盗及び車上ねらいは6区の中で最も少なく、平均を大幅に下回る。

(3) 留意すべき犯罪の傾向

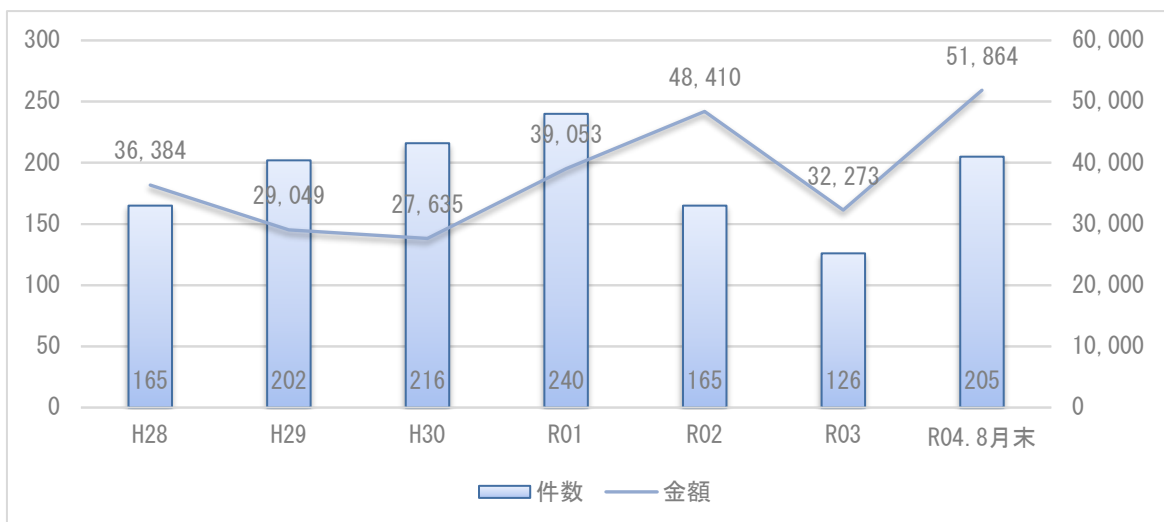
■ 電話de詐欺※(振り込め詐欺等) ※千葉県独自の広報用名称

電話de詐欺とは、犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る、「医療費の還付金が受けられる」などと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる等の犯罪の総称です。

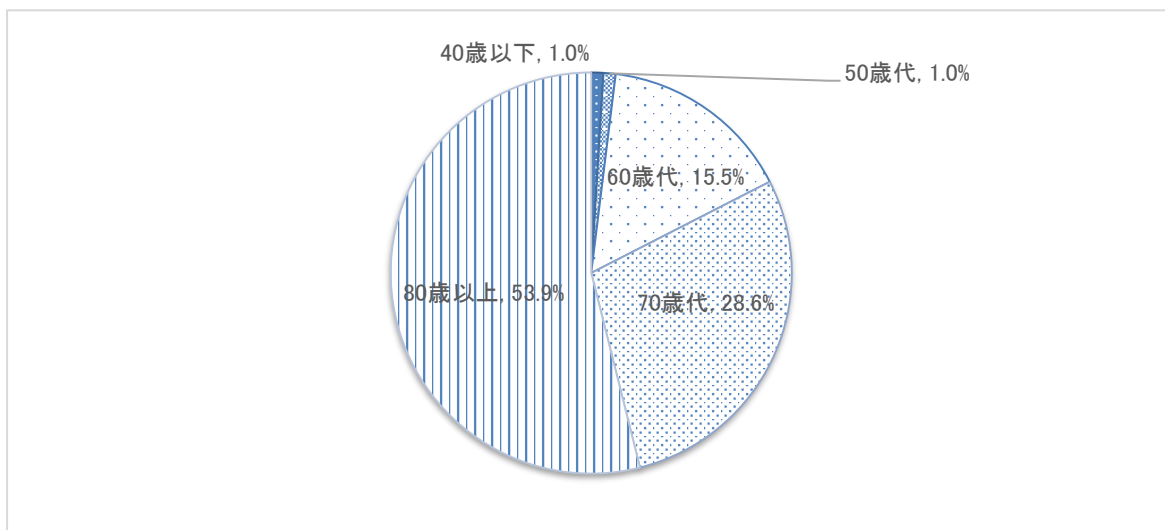
令和4年1～8月の市内の電話de詐欺被害額は約5億2千万円、件数は205件で、令和3年の同じ期間と比較すると被害額で約2.9億円(約2億円→約5億円)、件数で124件(81件→205件)増加しています。被害額、件数ともに2倍以上となっており、警戒が必要な状況です。なお、被害者の年齢構成では、総被害人数の81.5%が70歳代以上の高齢者となっています。

市内の電話 de 詐欺被害の推移

(単位：件、万円)



県内の被害者年齢構成 (令和4年1月1日～令和4年8月末)



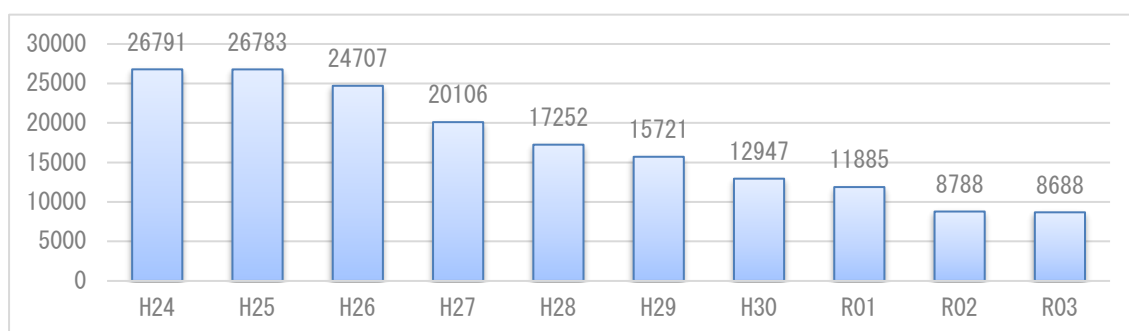
(千葉県警察公表資料を基に作成)

■ 子どもが被害者となる犯罪

13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の認知件数は、全国で減少傾向にあります。次代を担う子ども達が事件や事故の被害に遭うのを未然に防ぐ取組みが引き続き重要です。

全国の13歳未満の子どもの被害の推移

(単位：件)



(警察庁公表資料を基に作成)

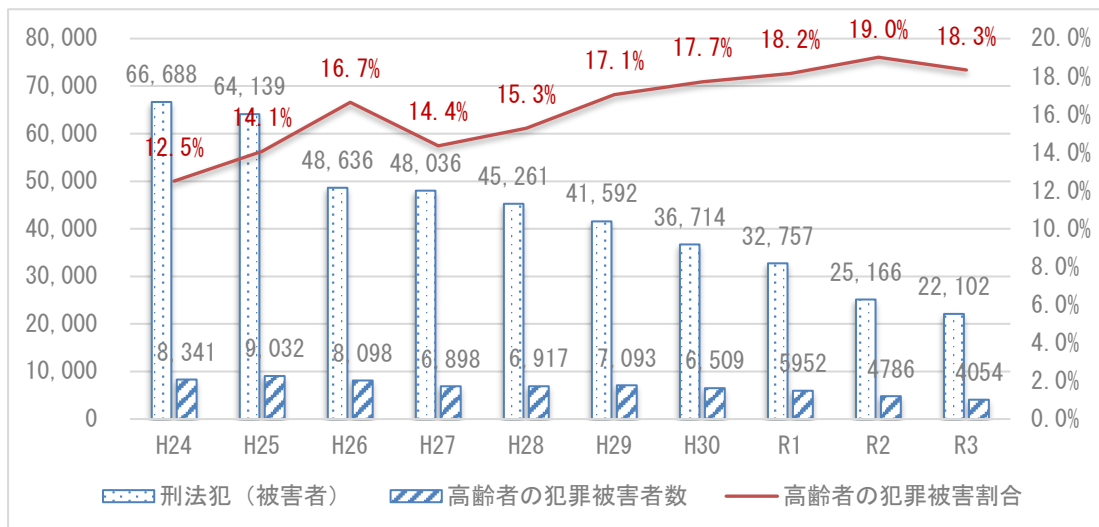
■ 高齢者の犯罪被害と加害状況

令和3年に県内で、65歳以上の高齢者が犯罪の被害に遭った件数は4,054件で、被害件数（法人や団体を含まない）22,102件の約18.3%となっています。高齢者の犯罪被害件数は減少傾向にあります。一方、刑法犯全体の減少幅の方が大きいため、被害割合が増加傾向となっています。

一方、刑法犯として検挙された高齢者の人員は1,882人で、総数7,663人のうち約24.6%にのびます。高齢化の進展が予想されていることから、高齢者が被害者又は加害者となる割合が、ますます増加することが懸念されます。

県内の高齢者犯罪被害の推移

(単位：件、%)



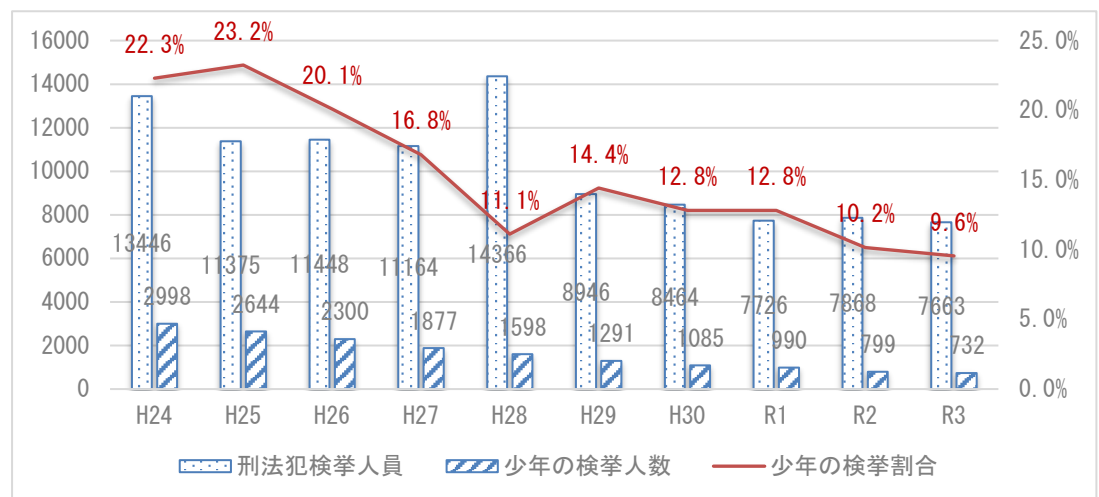
(千葉県警察公表資料を基に作成)

■ 少年犯罪

少年の検挙人員は減少傾向にあるものの、県内における令和3年の乗り物盗の検挙人員240人のうち、約4割にあたる95人が少年となっています。少年が犯罪に手を染めないようにする環境が必要です。

県内の少年検挙人員の推移

(単位：人、%)



(千葉県警察公表資料を基に作成)

3 市民意識

このような犯罪発生状況を背景に、市内の治安について市民がどのように感じているのかについて、令和4年9月にWEBアンケートを実施しました。

その結果、千葉市の治安は良いと感じるかについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせると、84.1%となり、令和2年度に実施したアンケートと比べ、11.8ポイント上昇しています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」を合わせると15.9%となり、前回のアンケートと比べて4.1ポイント減少しています。

「千葉市内の治安は良いと感じますか？」（1つ選択）

回答者数	令和4年度 (n=1511)	令和2年度 (n=897)	平成29年度 (n=224)
そう思う	19.4%	11.5%	11.6%
どちらかといえばそう思う	64.7%	60.8%	60.7%
どちらかといえばそう思わない	12.5%	14.3%	15.2%
そう思わない	3.4%	5.7%	5.8%

※平成29年度及び令和2年度は「どちらでもない」「わからない」「無回答」が含まれるため合計しても100%とならない。

市民の約8割が、治安はよいと感じているといえます。

4 地域防犯活動の現状

町内自治会や学校単位等で結成されている「防犯パトロール隊」の団体数は、700団体前後で推移しています。

【防犯パトロール隊登録数】 ※各年度末時点

年 度	登録数
H29	720団体
H30	724団体
R元	713団体
R2	695団体
R3	703団体

一方、ウォーキングや犬の散歩等を兼ねて、個人で防犯パトロールを行う「防犯ウォーキング」の登録数については、1万人前後で推移しています。

【防犯ウォーキング登録数】 ※各年度末時点

年 度	登録数
R 元	10, 248人
R 2	10, 445人
R 3	10, 627人

市では、平成29年度から、犯罪の抑止を目的に、町内自治会等が設置する防犯カメラの設置費用に対し補助金を交付しています。

【防犯カメラ設置（町内自治会等が設置しているもの）】 ※各年度末時点

年 度	設置団体数（累計）	設置台数（累計）
H 2 9	11団体	30台
H 3 0	27団体	61台
R 元	35団体	82台
R 2	48団体	113台
R 3	60団体	144台

市では、中央区富士見地区や市内の主要駅周辺に防犯カメラ設置し、不特定多数が集まる場所における犯罪の抑止に努めています。

【防犯カメラ設置状況】 ※令和4年度末時点

中央区富士見地区	32台（平成15年11月に設置台数10台でスタート）
J R 千葉駅周辺	7台（平成31年 3月運用開始）
J R 稲毛駅周辺	6台（平成31年 3月運用開始）
J R 海浜幕張駅周辺	3台（令和 2年 1月運用開始）
J R 蘇我駅周辺	4台（令和 2年 1月運用開始）
J R 幕張本郷駅周辺	4台（令和 2年12月運用開始）
J R 都賀駅周辺	4台（令和 2年12月運用開始）
J R 稲毛海岸駅周辺	3台（令和 5年 3月運用開始）
J R 西千葉駅周辺	4台（令和 5年 3月運用開始）

5 安全で安心なまちづくりへの課題

本市における犯罪情勢や市民意識、地域防犯活動の現状などを踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上での課題を次のとおり整理します。

課題1 防犯意識の向上

アンケートでは、約8割の市民が、治安はいいと考えている結果が表れています。

(P. 24 (1)参照)

しかし、防犯対策についての日頃の意識について「意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる」と「意識を高く持って、ある程度取り組んでいる」と回答した人の割合は、合わせて約57%にとどまっています。(P. 30 (1)参照)

防犯について意識を高めることで、多くの犯罪被害を防止できることから、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図る必要があります。

課題2 地域における防犯力の向上

アンケートでは、犯罪減少への課題として、「地域の連帯感の希薄化」と回答した人が38%と選択肢の中で最も多く挙げられており、地域の連帯感の希薄化による地域防犯力の低下が懸念されます。(P. 28 (1)参照)

地域の防犯力を向上させるため、本市ではこれまで防犯パトロール隊の新規結成を促してきました。防犯パトロール隊による積極的な活動は、地域防犯の要といえますが、今後、高齢化の進展により担い手が不足し、地域防犯力の維持に影響が出ることが考えられます。

防犯パトロール隊が継続的に活動できるよう支援する必要があるほか、市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が、互いに連携しながら、一体となった取組みをすることで、地域の防犯力を維持する必要があります。

課題3 子どもや高齢者への安全対策・犯罪被害者等への支援

子どもや高齢者等弱い立場の人を狙った犯罪が多発しており、その手口も巧妙・悪質化しています。

アンケートでは、市が行う防犯対策として、「学校等・通学路における安全対策」が効果的であるという回答が38%と多く挙げられています。(P. 29参照) また、犯罪を減らすための課題として、悪質商法・詐欺への対策が不十分と回答した人は23%と多く、高齢者が被害に遭いやすい電話de詐欺などへの対策が求められています。(P. 28 (1)参照)

その一方、子どもや高齢者が加害者として犯罪に関わるケースも多くあり、犯罪から子どもや高齢者を守るとともに、子どもや高齢者が犯罪に走らないように地域社会全体で見守り、規範意識の向上を図る取組みが必要です。

また、犯罪被害に遭われた方や家族の方は、犯罪により家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった目に見える被害だけでなく、フラッシュバック(再体験)やマスコミの取材に追われるストレス等、様々な二次的被害に苦しめられています。社会に

生きる誰もが、理不尽な犯罪で、被害者になり得ます。犯罪被害者等が、被害から回復し、社会の中、特に住んでいる地域で、再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の現状を踏まえ、より犯罪被害者等に寄り添った取組みを行う必要があります。

課題4 安全で安心な環境の整備

市内における犯罪の多くは市民生活に身近なところで起こっています。アンケートでも、身近な空間で犯罪に巻き込まれる不安を感じる場所として、「路上」や「公園や広場」など、公共の場所を挙げる割合は、高い傾向にあり（P. 27 参照）公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らしていくなどの環境の整備が必要です。また、市に期待する防犯対策として、防犯街灯や防犯カメラの設置補助などを含む街環境の整備と回答した人が77%と他の選択肢と比べて際立って高く、市による環境整備に加えて、防犯カメラや防犯街灯等の防犯設備の設置促進等により、安全で安心して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

課題5 規範意識の低下による迷惑行為の氾濫

路上喫煙やごみのポイ捨て、落書きや自転車の放置等の違反行為の横行は、地域のモラル、秩序の欠如を想起させ、他の犯罪を誘発することにつながりかねません。こういった迷惑行為は、個人のモラルやマナーの低下による規範意識の低下から起こる問題であるため、市民一人ひとりのモラルやマナーの向上を図る必要があります。

また、近年、市内繁華街で、客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での通行人への声かけ、つきまとい等が多く発生しているため、令和3年9月に制定した「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」に基づく対策を実施していますが、条例施行後も客引き行為が見受けられ、引き続き対策が必要です。

第3章 計画の目標について

1 計画の目標

安全で安心して暮らせるまち 千葉市の実現

本計画では、市民一人ひとりが日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心な生活を送ることができるまちの実現を目指します。

2 達成指標

計画期間における目標の達成度を評価するため、次の指標を設定します。

【指標1】市内における刑法犯認知件数

刑法犯認知件数はピーク時の平成12年以降、連続で減少しております。本市の安全と直結する刑法犯認知件数を指標とし、今後も着実に減少させます。

【指標2】千葉市の治安が良いと回答する人の割合

アンケートにおいて千葉市の治安は良いと感じるかについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、計画策定段階で84.1%と比較的高い水準となっています。市民の体感治安を指標とし、治安が良いと回答する人の割合8割以上を維持します。

第4章 防犯施策の推進について

本計画での目標を達成するため、今後の防犯施策を推進する際の基本的な視点や具体的な取り組み等について、以下のとおり整理します。

1 基本的な4つの視点

地域防犯においては、いわゆる「犯罪機会論」つまり「犯罪者に犯行の機会を与えない（隙を見せない）ことで、犯罪を未然に防止する」ということがたいへん重要となります。

この「犯罪機会論」に基づく犯罪対策は、犯罪が起こらない環境（犯行を躊躇（ちゅうちょ）し、断念させるような環境）づくりですから、犯罪被害に遭わないよう積極的に防犯知識を取り入れる、地域で防犯パトロール活動を行う、一般の視線を遮らないように樹木を剪定する、落書きを放置しない、ごみだしのルールを守る等、市民一人ひとりがすぐに取り組めるものが多く、しかも効果的だとされます。

このようなことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた取り組みを推進するにあたって、4つの「地域防犯に大切な視点」を整理します。

視点1 防犯意識の向上

「抵抗性の向上」とも呼ばれ、端的に言えば、犯罪者の標的になりにくくするための取り組みです。防犯知識の普及・啓発を図ることで、市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」と心がけることで、犯罪被害の減少に努めます。

視点2 地域における防犯活動の推進

地域で行われるあいさつ運動や環境美化運動、防犯パトロール等の様々な防犯活動は、犯罪の抑止効果が非常に高いとされています。

市民による自主防犯活動の推進とともに、市、事業者、警察、その他関係機関等が、それぞれに期待される役割を相互補完的に果たし、互いに連携しながら、一体となった取り組みをすることで、犯罪の抑止に努めます。

視点3 犯行を躊躇（ちゅうちょ）させる環境の整備

一般に犯罪者は「一般の視線を遮るものがなく、監視の目が光っている場所」では、犯行を躊躇（ちゅうちょ）し断念する可能性が高いと指摘されていることから、監視の目を確保したり、まちの死角をなくしたりする等の環境の整備により、犯罪者が入り込む隙を与えないように努めます。

視点4 基本的人権の尊重

子ども、高齢者、女性、障害者、犯罪の被害者等の視点に立った取り組みを行うことで、安心なまちづくりを進めます。

また、市民の基本的な人権を侵害したり、住民がお互いに不信感を抱くような「相互監視社会」を招いたりすることがないように、取り組みを進める際には十分な配慮を行っていきます。

2 地域を構成する者のそれぞれの役割

地域における犯罪をなくすためには、市や警察はもちろん、市民及び事業者にあっても地域の構成員として次のような役割が期待されます。

・市の役割

- ア 犯罪情報の提供や防犯知識の広範な周知（特に緊急時の迅速な情報提供・連絡体制の構築）
- イ 市民、事業者、警察、その他関係機関等と連携した取組みの推進
- ウ 犯罪のないまちづくりに向けた様々な自主的な活動に係る支援及び人材育成

・市民の役割

- ア 犯罪情報に留意し、防犯知識を身につける等による自らの安全確保のための取組み
- イ 犯罪のないまちづくりの主体として、市、事業者、警察、その他関係機関等との連携の中で、防犯パトロール活動、町内自治会活動等を通じた自主的な活動への参加
- ウ 地域のモラル・マナーの低下をもたらす恐れのある義務違反行為の防止

・事業者の役割

犯罪のないまちづくりに向けた様々な活動に対する理解の下、市民、市、警察、その他関係機関等と連携した取組みへの協力

・警察の役割

- ア 犯罪情報の提供
- イ 防犯パトロール活動や防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務上の支援
- ウ 犯罪の取締りの徹底
- エ 市、市民、事業者、その他関係機関等と連携した取組みの推進

3 具体的な取組み

基本的な4つの視点、地域を構成する者のそれぞれの役割を踏まえ、これまでの取組みを反映し、計画期間に、具体的に以下のことに取り組みます。

なお、取組みにあたり留意する**視点**を記載するとともに、特に重点的に取り組む項目に**《重点》**と記載しています。

（1）市民を主体とした防犯活動への支援

身近な公共空間等での犯罪を中心とした犯罪のない安全なまちづくりの主体は市民です。

市内のあらゆる場所で、全ての市民が「犯罪からの安全」を享受できるようにするためには、自覚を持った市民による取組みこそが最も重要で効果的です。

このことから、市は自主的に活動する市民及び団体に対し、次のような取組みを行います。

ア 犯罪発生情報の提供及び最新の防犯知識の普及 視点1 <<重点>>

犯罪に遭わないためには、どんな場所でどんな犯罪が起きているかといった犯罪情報と、これを防ぐためには何が有効なのかといった防犯知識を有していることが有効です。

空き巣や「電話 de 詐欺」等の手口は巧妙化しており、被害に遭わないためには、市民一人ひとりが日頃から犯罪情報等に留意し、冷静に対処できるようにしておくことが大切です。

また、防犯パトロール活動にあたっては、犯罪の時間、場所、手口等についての情報をもっていれば、より効果的に実施できるようになると考えます。

このことから、ちばし安全・安心メールをはじめとした様々な広報媒体の活用や講座の開催などにより、積極的な犯罪情報の提供と防犯知識の普及を図るだけでなく、犯罪発生状況等を地図上に表示する等、分かりやすい情報提供に努めます。

イ 「防犯リーダー」等人材の育成 視点1・2

「自分たちの街は自分たちで守る」という考えに立ち、自主的な防犯パトロール活動が広く行われるようになっていきます。その活動が量的にも質的にも持続的に発展できるようにするため、活動を行う市民の一人ひとりが、防犯上の知識と経験をもとに地域の防犯活動を牽引する、いわゆる「防犯リーダー」となって活躍できるよう、防犯の出前講座や、防犯パトロール隊同士の交流事業、防犯アドバイザーの派遣等、必要な支援を継続して行っていきます。

また、通勤や買い物時に周囲の様子に異変や異常がないか気を配る、犬の散歩やジョギング等を子どもの登下校時間に合わせて行う、行き交う人とあいさつをしながら行う等、日常生活の中に防犯の観点を加える「ながら防犯」も、犯罪の抑止に有効な手法であり、多くの人に取り組んでいけるよう、周知を行います。

ウ 防犯パトロール活動に対する支援 視点1・2 <<重点>>

防犯パトロール隊に対し、腕章、パトロールベスト等の防犯パトロール活動に必要な物品の支援を引き続き行うほか、将来的には先端技術を活用した支援を検討します。

また、防犯パトロール隊がノウハウや工夫を共有できるよう、パトロールの好事例等の情報発信や、防犯パトロール隊の士気の高揚等を目的に、すぐれた防犯パトロール隊の表彰を積極的に行います。さらに、防犯パトロール隊の活動を、防犯パトロール隊同士のみでなく、広く市民に知らせ、理解の促進を図ります。

この他、犬の散歩やウォーキングと兼ねてパトロールを行う市民に、防犯マークの入った帽子等を貸与する防犯ウォーキング活動支援等、地域住民が主体となって実施する防犯への取組みに対して、今後も支援してまいります。

エ 防犯街灯・防犯カメラ等の設置支援 視点2・3 <<重点>>

町内自治会、地区町内自治会連絡協議会や商店街が、防犯街灯や商店街街路灯、防犯カメラを設置する際に要する経費の一部の補助を行い、防犯街灯や防犯カメラ等の防犯設備の普及を促進します。

防犯カメラは個人情報を扱うため、プライバシーの保護、防犯カメラの適正な管理、設置に

あたっての町内自治会内での意見の取りまとめ方等について、好事例を収集・情報発信し、設置しようとする町内自治会等の不安解消につながるよう支援します。

(2) 地域防犯ネットワークの推進

市民、事業者、市、警察、その他関係機関等が地域の構成員として連携を強化し、協力関係のもとに次のような取組みを進めます。

ア 防犯上の拠点の整備 視点 2・3

犯罪に遭ったとき等の緊急時に助けを求めたり、110番通報の援助をしてもらったり等の防犯上の拠点づくりとしては「こども110番のいえ」事業を行っており、さらなる普及と周知を行っていきます。

イ 「防犯への協力に関する覚書」締結事業者の拡大 視点 2・3

事業者は業務用車両等により街中を走行していますので、地域の地理等に明るく、何らかの異変が起きたときにこれを即座に発見し、警察に通報する等対処することが可能であると考えられます。同様に、事業所等に犯罪被害者等が駆け込んできた場合は、警察及び消防への通報等の対応をとる等、防犯上の拠点としても期待されます。また、業務用車両や事業所等に防犯ステッカーを貼付することで、犯罪の抑止及び市民の防犯意識高揚等も併せて行うことが可能です。

このことから、事業者が通常業務の範囲内でできる防犯の取組みについて、市と事業者や大学等とで覚書を締結し、協働して防犯活動を進めるネットワークの拡大を図ります。

ウ 青色回転灯装着公用車等による防犯パトロール活動の実施 視点 2・3

市は様々な業務に使用される多数の公用車を保有しており、常時市内を走行しています。その際には地域における異変について気を配り、適切に対応するため、防犯パトロール活動を行います。

また、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロール活動は、高い視認性とその抑止力により、高い防犯上の効果が期待されており、事務連絡等の外出機会を利用した青色防犯パトロールを実施します。

その他、各区役所では、防犯・道路・公園等の安全、ごみの不法投棄の抑止等を目的として、専任の職員により地域内の生活道路等を計画的に巡回する、多機能パトロールを実施します。また、千葉市一般廃棄物収集運搬協同組合が保有するごみ収集車にはドライブレコーダーが搭載されており、市内のごみ収集に合わせて、地域の見守り活動を行います。

エ 迅速な防犯情報の配信 視点 1・2

警察との連携により得た犯罪発生状況や防犯情報に加え、市で独自に入手した不審者情報や電話d e詐欺等に関する情報等を「ちばし安全・安心メール」を通じて、市民や事業者等に配信します。

オ 地域防犯連絡会の開催 視点 1・2

地域防犯に関する連携と協力を深めるため、市、事業者、警察、関係機関等を構成員とする地域防犯連絡会を開催します。

カ 繁華街等における安全で安心なまちづくりへの取組み 視点 2・3 《重点》

近年、市内の繁華街で、居酒屋や接待飲食店への客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での立ち塞がりや通行人へのつきまといなどの行為により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられる状況が発生します。

市民や来街者が繁華街を安心して通行できる環境を確保するため、「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を令和3年9月に制定し、周知啓発期間を経て、令和4年4月に全部施行しました。

条例に基づき、客引き行為等禁止区域である中央区富士見地区及びJR海浜幕張駅地区において、指導員による指導を行うほか、地元の町内自治会、商店街等団体、市、警察等が連携し、客引き対策を行います。

キ 暴力団排除への取組み 視点 2

社会全体での暴力団排除を推進するため、千葉県においては、平成23年9月1日に千葉県暴力団排除条例が施行され、本市においても平成24年10月に千葉市暴力団排除条例を施行しました。

条例では、県内でも有数の繁華街である中央区栄町及び富士見1丁目・2丁目を「暴力団排除特別強化地域」に指定し、その強化地域において、飲食店や風俗店等が暴力団員を用心棒としたり、暴力団員へ利益供与したりした場合、当該暴力団員のみならず違反者に対しても刑罰規定を設けています。

今後も市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が連携・協力し、暴力団排除の取組みを推進していきます。

ク 災害時における地域防犯体制の強化 視点 2・3・4

大規模災害時、避難後の住居や事業所、避難所等における窃盗等の犯罪を防止するため、市と警察が連携して市内の巡回パトロール、広報等の活動を行うとともに、防犯パトロール隊や防犯協会等との協力により、市民への注意喚起、不審者の通報、避難者への配慮等、地域防犯体制の一層の強化を図ります。

ケ 区の独自性を活かした防犯施策 視点 2

各区では、区役所と防犯パトロール隊による合同パトロールや区役所と地域団体との連絡会議等を開催しています。今後も区の特徴やその時々地域の実情を踏まえて、各区の独自性を活かした事業を実施することにより、柔軟かつ迅速に防犯対策に取り組みます。

(3) 子どもを犯罪から守る

子どもを狙った凶悪な犯罪は、全国で発生しています。子どもは一般に、犯罪から身を守る

ために必要な知識や経験に乏しい上に、体力的・精神的にも未成熟であるため、日頃から学校や子育て関連施設、保護者、地域住民等による支援が不可欠です。

市ではこれまでも子どもを犯罪から守るために様々な事業を行っていますが、市民、事業者、警察、関係機関等との連携のもと、次に掲げる取組みを行います。

ア 学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、児童関連施設における安全確保の取組み 視点1・3・4 **《重点》**

学校や幼稚園、保育所（園）、認定こども園、子どもルーム、児童相談所、その他児童関連施設等において、不審者の侵入による子どもへの犯罪被害を防止し、安全を確保するため、防犯用具や防犯機器の配備、警備会社への警備委託等、安全対策に取り組めます。

また、小学校・中学校への防犯カメラの設置を推進していきます。

さらに、子どもを対象とする防犯教室・安全教育・不審者の侵入を想定した避難訓練等を行い、子ども自身の防犯意識の高揚や、危険に遭遇した場合の対処方法の習熟を図ります。

イ 登下校時等における安全確保の取組み 視点2・3・4

登下校時の児童生徒の犯罪被害防止を図るため、学校、保護者、地域住民との連携による「学校セーフティウォッチャー（学校安全ボランティア）」の見守り活動の拡充、こども110番のいえの指定拡大、防犯ブザー貸与を引き続き行います。加えて、各区での青色回転灯装着車両によるパトロールを下校時間帯に実施します。

さらに、登下校時の安全確保に活かすため、学校、保護者、地域住民と連携して通学路の安全点検を行うとともに、安全マップを作成・更新する等地域ぐるみで子どもの防犯に取り組めます。

ウ 子どもが加害者とならないための取組み 視点1・2・4

子どもが被害者となる犯罪を防止することはもちろん、加害者とならないための取組みも非常に重要です。

青少年補導員等による補導や相談等を通じた青少年健全育成のための取組み、青少年を非行に誘引する恐れのある環境の改善のための取組みを行っていきます。加えて、少年犯罪の予防啓発等行う保護司への支援も継続して実施していきます。

エ 児童虐待防止への取組み 視点1・2・4

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、全国では近年も子どもの生命が奪われる等重大な児童虐待事件が発生している状況であり、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、虐待の早期発見及び防止のため、児童虐待防止のシンボルであるオレンジボンの周知・啓発のキャンペーンを実施します。また、児童虐待防止に関し、総合的かつ効果的な対策を行うため、人身安全関連事案連絡会議などを通じ、市、県及び警察等の関係機関が連携していきます。

(4) 高齢者、女性、障害者への安全対策・犯罪被害者等への支援

高齢者、女性、障害者、犯罪被害者等、市民生活において配慮を要する方々に対し、関係機関等との連携により次の取組みを進めます。

ア 県、警察、関係団体との連絡会議の開催

視点4

県、警察とともに、男女間の暴力的事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等について、未然防止、被害拡大の防止を図るために、県、警察、市等の関係機関で連絡会議を開催し、諸問題に対する認識と情報の共有をするとともに連携を強化します。

イ 電話de詐欺等への対策

視点1～4

《重点》

高齢者や女性が狙われやすい電話de詐欺については、近年被害が深刻化しており、関係機関と連携して、電話de詐欺の一掃に向けて重点的に取り組んでいきます。

市では、ちばし安全・安心メールなどの各種広報媒体での注意喚起を行うとともに、防犯講座や防犯アドバイザーの派遣等を通じて、より一層の注意喚起を図り、警察や町内自治会等と連携しながら、地域社会全体で見守る環境づくりを進めます。

また、通話録音装置の設置経費の一部を助成するなど被害の未然防止に向けた取組みを進めていきます。

ウ 徘徊高齢者SOSネットワーク

視点4

高齢になると、記憶力や判断力が低下し、道を間違えたり、自分の家がわからなくなったりすることがあります。行方不明となった場合に、警察及び各関係機関の綿密な連携のもとに、早期発見・保護し、高齢者の生命及び身体の安全確保を図ります。

エ 犯罪被害者等への支援

視点1・4

《重点》

犯罪被害者等の抱える問題は、雇用、保健福祉、教育、経済的負担等、多岐に渡ります。犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行うとともに、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくために、条例の制定を目指します。

また、市のそれぞれの分野の部署が、犯罪被害者支援に関する情報・認識を共有するとともに、庁内で連携し、横断的に支援を行えるよう、関係部署で構成する会議を開催します。さらに、職員一人ひとりが犯罪被害の実相を理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行えるよう、職員への研修を行います。

さらに、犯罪被害者等の視点に立ち、支援に関する情報を得やすい広報に努め、犯罪被害者等が相談しやすい窓口づくりを進めます。特に、性犯罪・性暴力のような潜在化しやすい被害について、関係機関と連携し、全国共通短縮ダイヤル等相談機関に関する情報の周知や犯罪防止に対する啓発を行う等、必要な支援を継続して実施します。

外部の団体との関係については、犯罪被害者等への各種支援を行っている（公社）千葉犯罪被害者支援センター及び性暴力被害者支援センター事業実施団体に対し、財政的な支援を行うとともに、これらの団体との連携を強化します。

(5) 防犯に配慮した環境の整備

一般に犯罪を目論む者は、警察に通報されることを恐れることから「視線を遮るものがなく、監視の目が光っている場所」では犯行を躊躇（ちゅうちょ）し断念する可能性が高いと言われています。

したがって、樹木や塀等により外部からの視線が遮られ、監視の目が及ばないような空間を減らすといった視点をもって、公共施設等の整備や管理を進めます。

ア 公共施設の整備及び管理における防犯上の配慮 視点3

道路、公園その他の公共施設は、本来多くの市民が安心して利用できる場所でなければなりません。公共施設の中はもちろん、その周囲での犯罪を防ぐため、公共施設を整備、及び管理する際には、周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や工作物の配置を工夫することや、夜間の照度確保に留意すること等、防犯上必要な配慮を行います。

また、用途廃止となった市営住宅は、防犯上、見通しの良い空間とするため、早期解体します。

このほか、学校施設は夜間に無人となるため、機械警備を実施することにより、危険、事故の排除及び学校施設の保全を図ります。

イ 防犯カメラの設置・運用 視点3 《重点》

不特定多数の人が集まるJR主要駅周辺及び繁华街並びに市営駐輪場等に防犯カメラを設置・運用し、犯罪の抑止を図ります。

ウ 防犯に配慮した住宅等の促進 視点1・3

防犯に配慮して整備されるべきなのは公共施設に限りません。一般の住宅等においても公共施設と同様に、周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や建物を配置するといった配慮が必要です。

そのため、防犯アドバイザーの派遣や「すまいのコンシェルジュ」での防犯関連図書の配架を通じ、住宅等を建築する際の防犯上の留意点等、防犯に関する情報提供を行います。

エ 空き家・空き地に対する取組み 視点3

空き家・空き地はあくまで所有者の財産であるものの、管理不全な状態で放置することは、建物や工作物の倒壊等の直接的な危険が近隣に及ぶだけでなく、犯罪の温床となる恐れもあります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、管理不全な空き家の所有者に対し、指導等を行うとともに、「千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する条例」に基づき、管理不全な空き地に関しても、指導等を実施していきます。

(6) 軽微な犯罪や犯罪に至らない義務違反行為に対する取組み

視点 1～3

軽微な犯罪やモラル・マナー違反が放置されていると、そのうち「自分だけではない」、「皆やっている」という意識から罪悪感が薄れ、犯罪が多発するようになり、これがエスカレートして凶悪犯罪の発生につながると指摘されています。更に、わいせつなビラや看板の氾濫等青少年を取り巻く環境の悪化を放置することが、青少年を非行に誘引する恐れもあります。

様々な防犯活動を行う上で、軽微な犯罪やモラル・マナー違反も犯罪の温床ともなりうることを念頭に置いて取り組んでもらうよう、市民に周知していくとともに、これらの違反行為に対する取組みを行う関係部署が、相互に連携し、効率的に対策を行います。

【比較的軽微な犯罪や義務違反行為に対する取組み（条例に根拠を置く主なもの）】

根拠となる条例	内容	担当部署
落書きの防止に関する条例	他人の建築物や工作物の目に触れる部分に落書きをしないこと。	市民局市民自治推進部 地域安全課
動物の愛護及び管理に関する条例	動物は、人に迷惑をかけないように飼うこと。 犬や猫等の排泄物は、適切に処理すること。 犬は、引き綱等をつけて散歩させること。	保健福祉局医療衛生部 生活衛生課
路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	道路、公園等の屋外の公共の場所では、喫煙をしないこと。 空き缶、空きびん、たばこの吸い殻等をポイ捨てしてはならないこと。	環境局資源循環部 廃棄物対策課
放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	自ら自動車を放置したり、他人に放置させたり、またはそのような行為をしようとする者に協力しないこと。	環境局資源循環部 収集業務課
廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	ごみステーションに出された資源物や不燃ごみを勝手に持ち去らないこと。	
屋外広告物条例	屋外に広告物を掲出する場合には、市長の許可が必要となる場合があること。 道路、街路樹、道路標識、消火栓、電話ボックス等の条例で定める禁止物件には、屋外に広告物を掲出することができないこと。	都市局都市政策課 (都市景観デザイン室)
自転車等の放置防止に関する条例	道路等の公共の場所には、自転車や原動機付自転車を放置しないこと。	建設局道路部 自転車政策課

(7) 関係部署が連携した取組みの推進

視点 1～4

「安全で安心なまちづくり」には様々な要素が含まれます。犯罪のない安全なまちづくりと言っても、防犯パトロール活動への支援、犯罪が発生しにくい公共施設の整備、子どもたちの安全確保、高齢者を狙った犯罪の防止等、様々な取組みがなされています。

それぞれの取組みがバラバラに実施されるよりも、連携を図って進める方が、効率的で、効果が高いことは明らかです。

犯罪のない「安全で安心なまちづくり」を実現するため、「地域防犯推進協議会」を市内の関係部局で構成し、犯罪や防犯に関する情報を共有し、相互に連携することで、本計画に基づく取組みを効果的・効率的に推進します。

(8) 警察との連携

安全で安心なまちづくりのためには、警察との連携が必要不可欠です。警察から多発している罪種やその手口、地域の特徴等の情報提供を受け、それを基に市が対策を講じたり、その情報を市民等に提供し、注意を呼び掛けたりしていきます。

今後も情報共有や、防犯に関する普及啓発事業への相互参加、捜査への協力等、様々な面において連携を進めていきます。

ア 犯罪情報の提供 視点1～4

どんな犯罪がどんな場所で起こっているかという情報は、市民等からの通報等を通して警察が把握しています。それらの情報や、犯罪の防止策については、警察が行政、学校、市民等に提供することで、さらなる被害の防止に役立てることができます。

加えて、緊急に市民に知らせる必要のある重大事件や、連続・多発する恐れのある事件については、市は速やかに警察からの連絡を受け、ちばし安全・安心メールでの配信や、必要に応じた防災無線の活用等を通じて、市民に対し迅速に情報提供します。

また、子どもを狙った犯罪や前兆事案に関する情報が警察から寄せられた場合は、学校や保育所等関係部署での情報共有を密に行うとともに、ちばし安全・安心メールで配信します。

イ 防犯パトロール活動や防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務上の支援

視点1～3

自主的な防犯パトロール活動や防犯に配慮した都市空間づくりに際して、どのような点を監視し、又は留意することが有効なのかを判断するにあたっては、警察が有する専門知識や実務経験が大いに参考となります。このような知識や経験を様々な防犯活動に役立てるために講座の開催や合同での防犯パトロールの実施等引き続き連携して実施していきます。

ウ 防犯に関する啓発活動への相互参加 視点1・2

市と警察がそれぞれに行う街頭キャンペーン等の啓発活動について、相互に積極的に参加し、市と警察とが一体となって防犯に取り組んでいることをPRすることで、市民の防犯意識のさらなる向上に努めます。

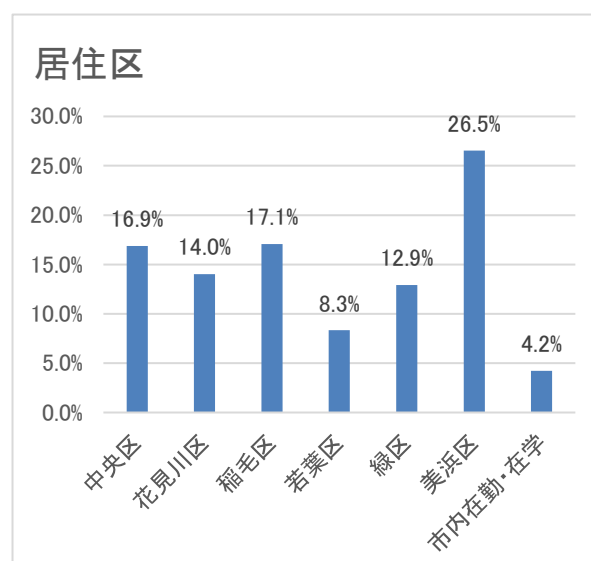
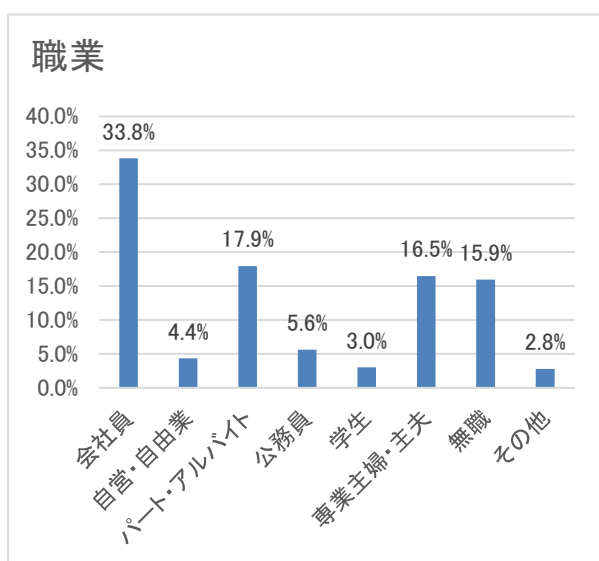
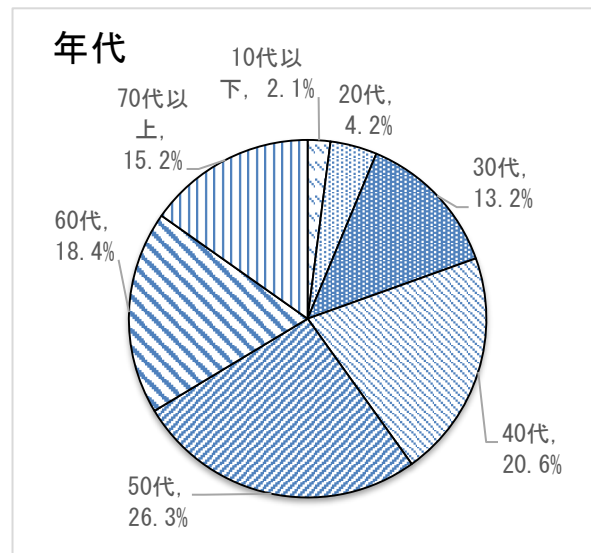
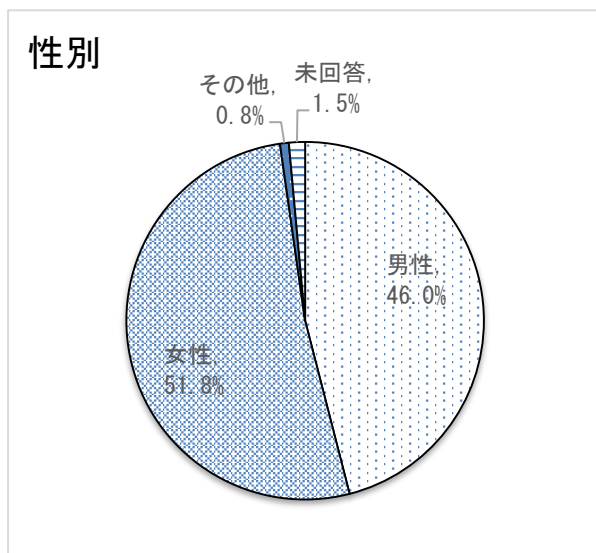
資料編（WEBアンケート結果）

地域の防犯に関して、市民を対象としたWEBアンケート調査を実施した。

■ 調査概要

目的	第5次千葉市地域防犯計画の策定にあたり、地域防犯に対する市民意識を探り、計画をより実態を踏まえたものとするため。
対象	市内在住・在勤・在学の方々
方法	市ホームページをとおして、WEB上でアンケート調査を実施
期間	令和4年9月1日（木）午前9時～9月10日（土）午後5時
回答数	1,511人

1 回答者の属性

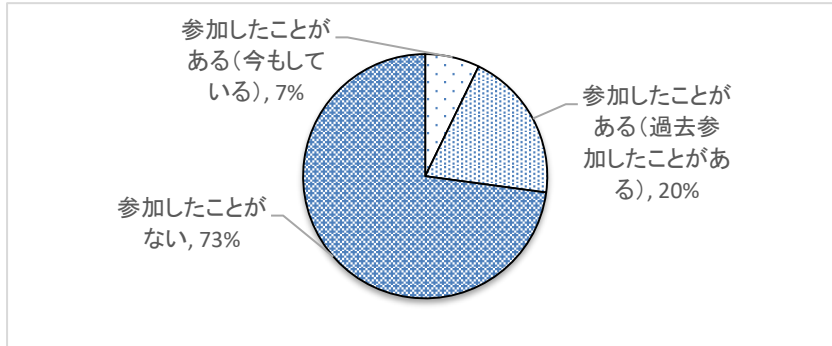


2 地域防犯活動への参加について

「地域の防犯活動※に参加していますか。」（1つ選択） ※防犯パトロール隊、防犯ウォーキングなど

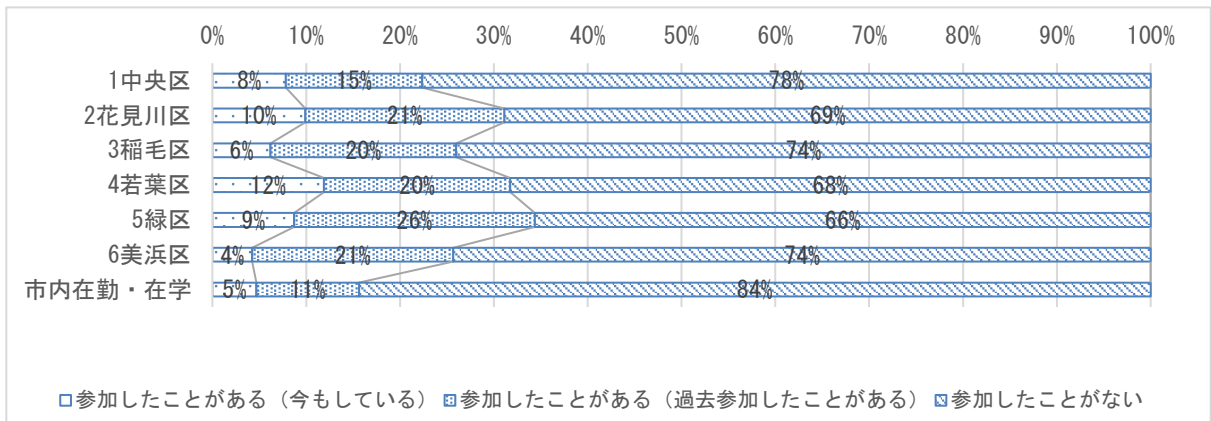
(1) 全体

「地域の防犯活動に参加したことがある（今もしている）」と回答した人の割合はわずか7%で、「過去に参加したことがある」と回答した人と合わせても3割に満たない。



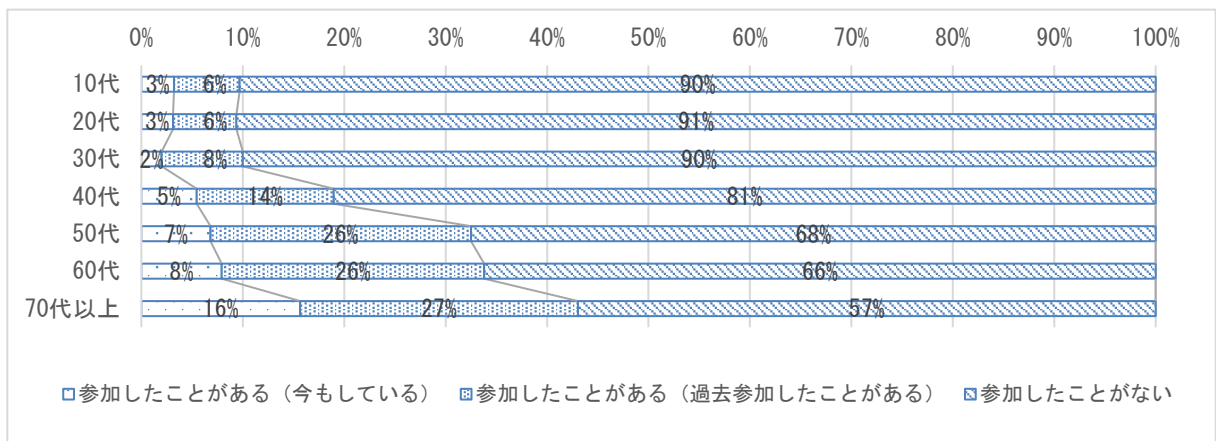
(2) 居住区別

「参加したことがある（今もしている）」と「参加したことがある（過去に参加したことがある）」と回答した割合が最も高いのは緑区（35%）で、次いで若葉区が高い（32%）。一方、市内在勤・在学が最も低い（16%）。



(3) 年代別

「参加したことがある（今もしている）」と「参加したことがある（過去に参加したことがある）」と回答した割合が最も高いのは70代以上（43%）で、年代に比例して高い傾向にある。



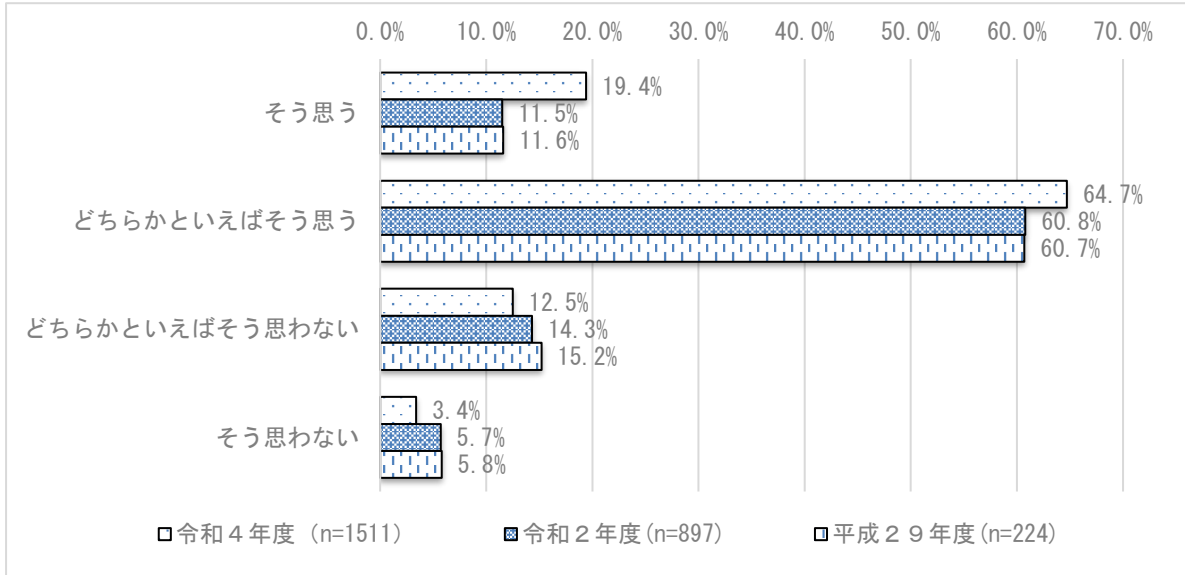
3 千葉市の体感治安について

「市内の身近な地域における治安は良いと感じますか。」（1つ選択）

（1）全体

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は84.1%となり、令和2年度に実施したアンケートと比べ、11.8ポイント上昇している。

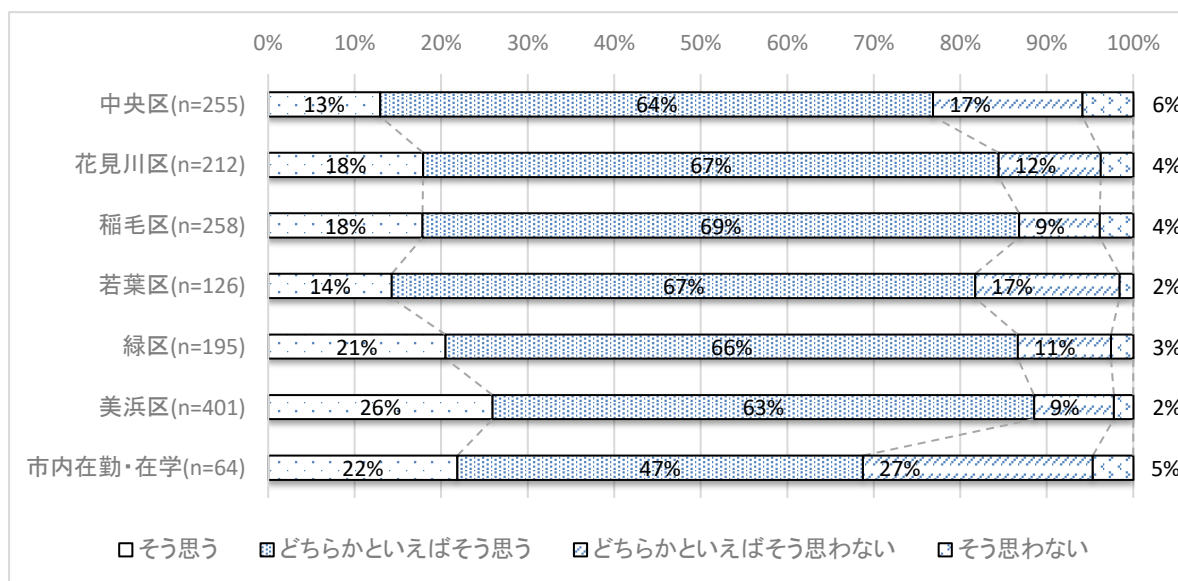
一方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」を合わせると15.9%となっており、前回のアンケートとほぼ同じ割合となっている。



※平成29年度及び令和2年度は「どちらでもない」「わからない」「無回答」が含まれるため合計しても100%とならない。

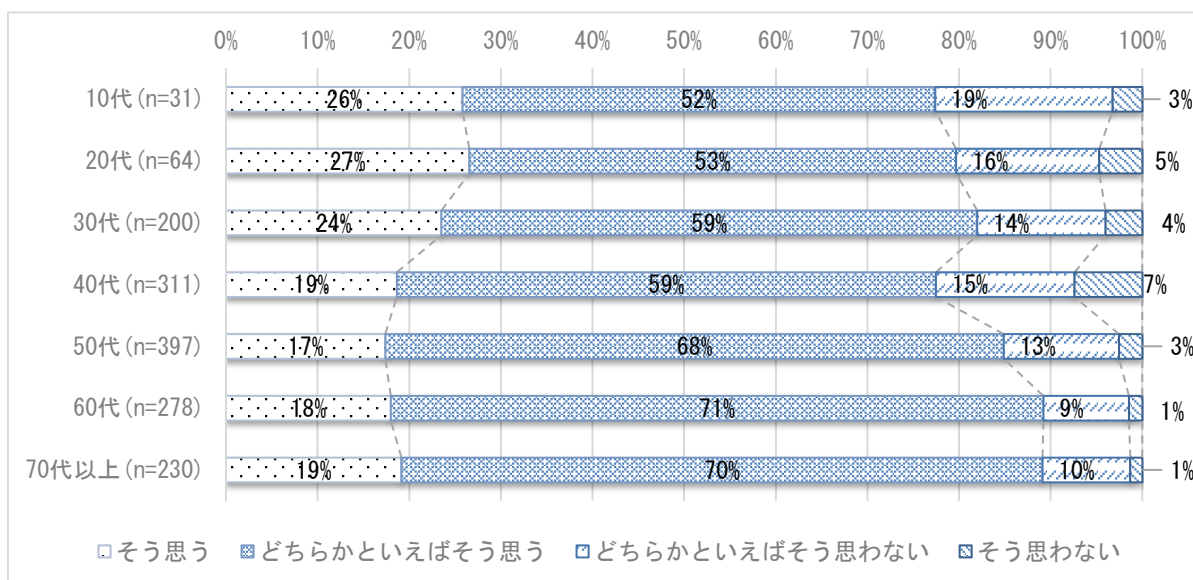
(2) 居住区別

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が最も高いのは美浜区（89％）で、次いで稲毛区・緑区（87％）が高い。市内在勤・在学（市外居住者）は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が全体に比べて低い（69％）。



(3) 年代別

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が最も高いのは60代と70代以上（89％）で、次いで50代（85％）が高い。一方、10代と40代は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が全体に比べて低い（78％）。

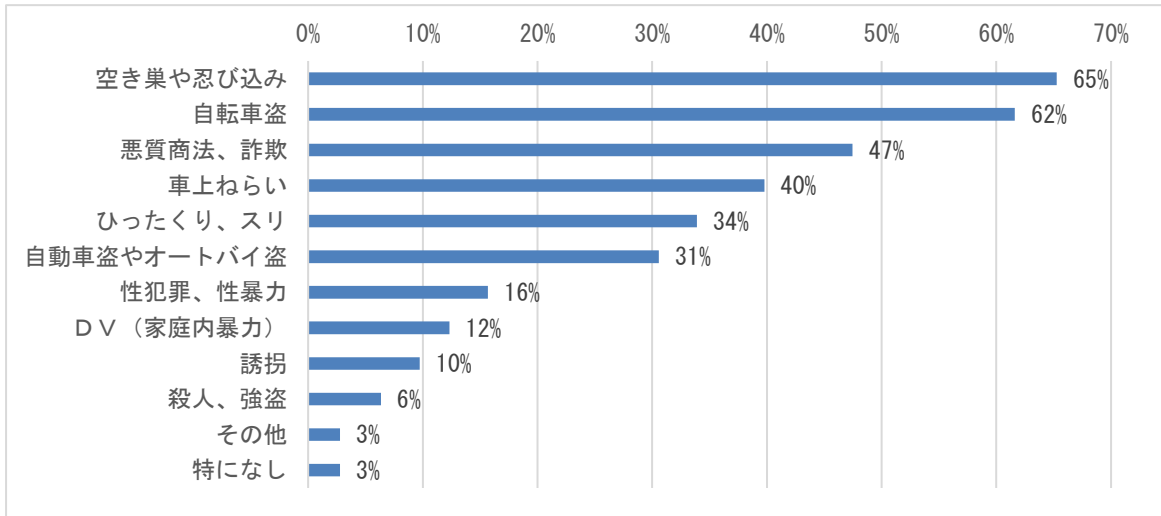


4 被害に遭遇する不安を感じる犯罪について

「身近に発生する可能性が高いと思う犯罪は次のうちどれですか？」（複数選択）

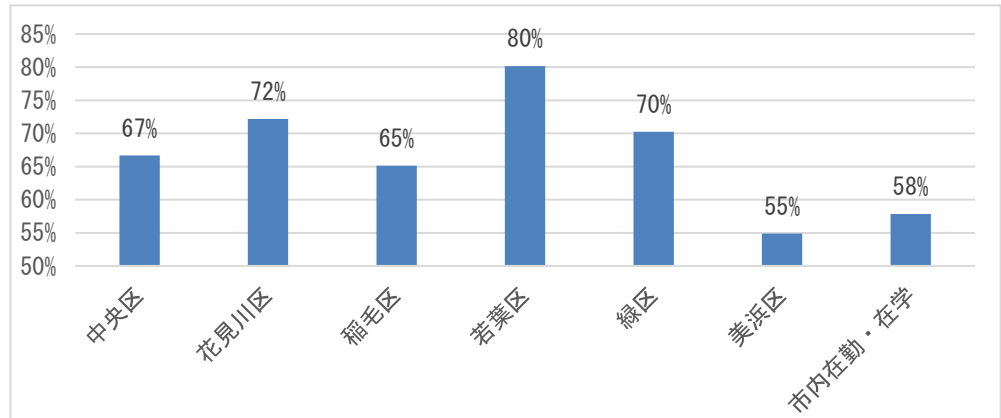
(1) 全体

「空き巣や忍び込み」が最も高く（65%）、次いで自転車盗が高い（62%）。



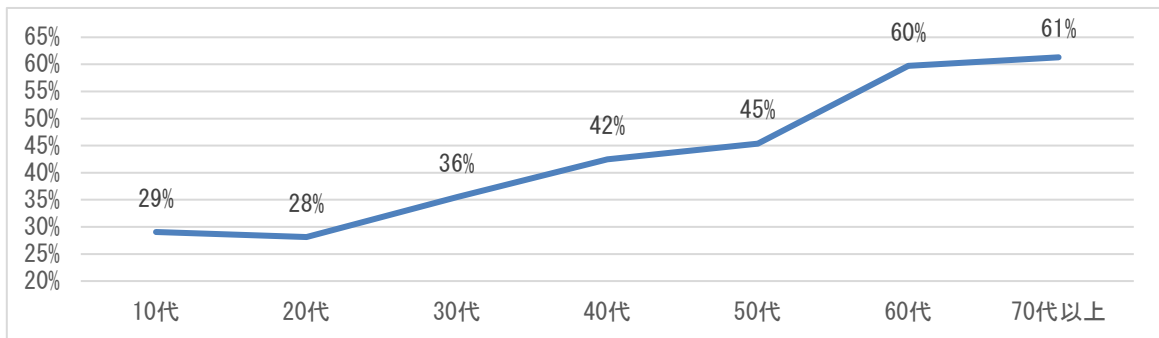
(2) 「空き巣や忍び込み」と回答した人の区別の割合

被害に遭遇する不安を感じる犯罪で最も割合の高かった「空き巣や忍び込み」を区別に見てみると、若葉区が最も高く（80%）、次いで花見川区が高い（72%）。一方、美浜区は最も低い（55%）。



(3) 「悪質商法、詐欺」と回答した人の年代別の割合

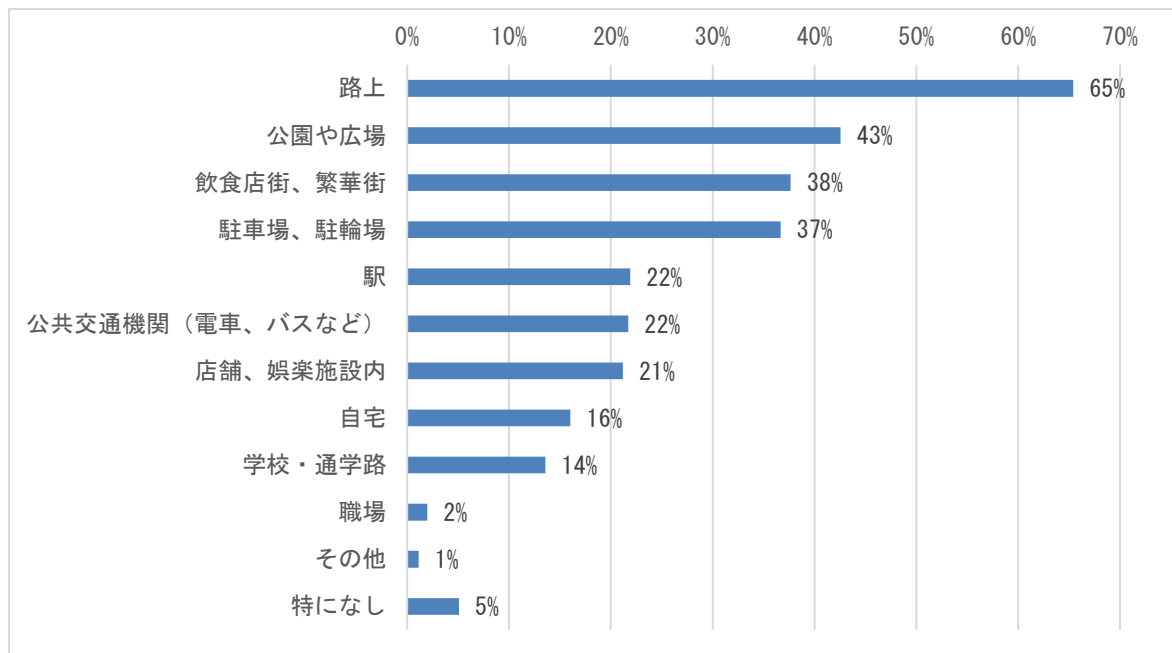
被害に遭遇する不安を感じる犯罪で3番目に割合の高かった「悪質商法、詐欺」を年代別に見てみると、被害に遭遇する不安を感じる割合と年代とが比例している。



5 犯罪発生のお不安を感じる場所について

「市内の身近な空間で犯罪に巻き込まれる不安を感じる場所はどこですか。」（複数選択）

「路上」と回答した人の割合が最も高く（65%）、次いで「公園や広場」が高い（43%）。

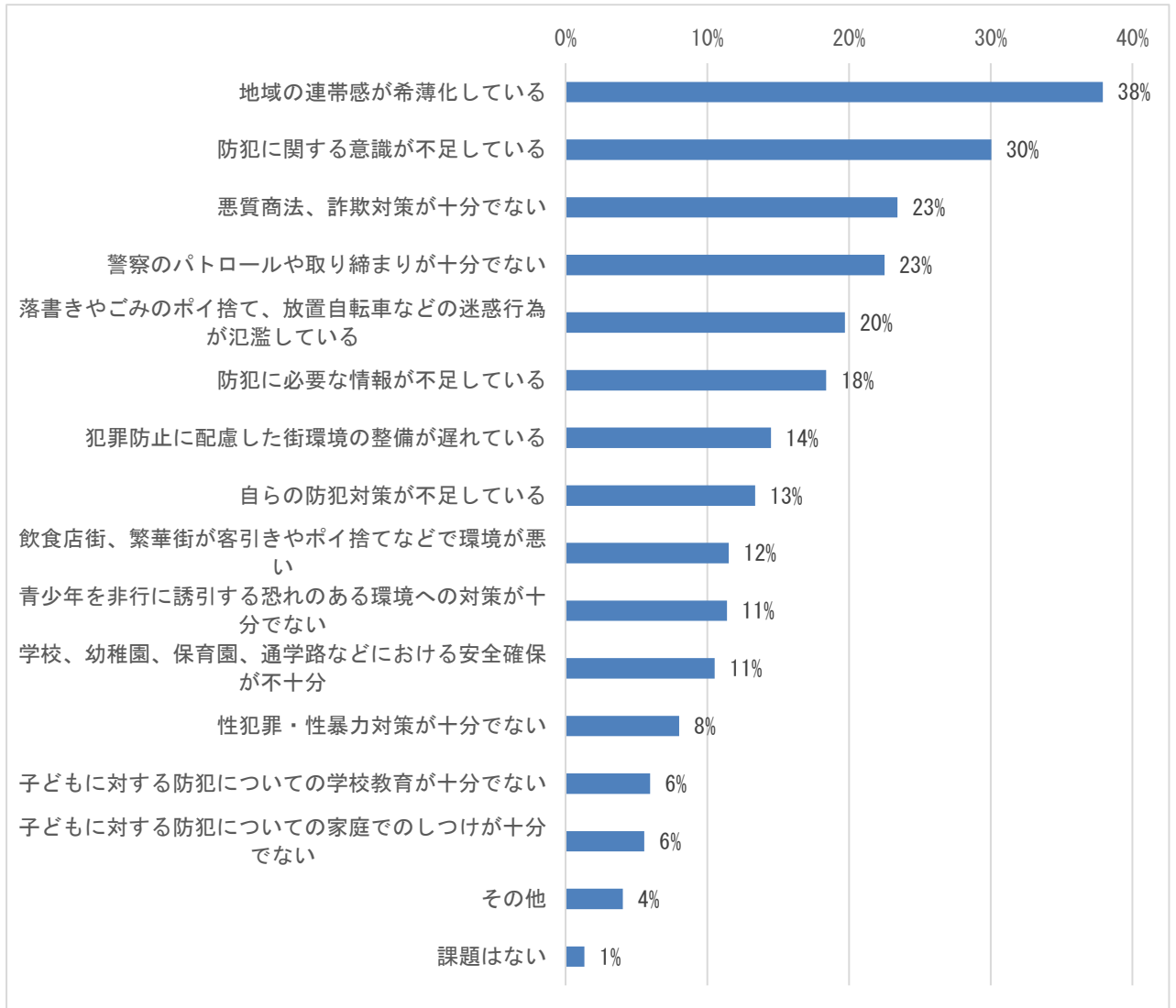


6 犯罪減少への課題について

「犯罪を減らしていくためには、何が課題だと思いますか？」（複数選択）

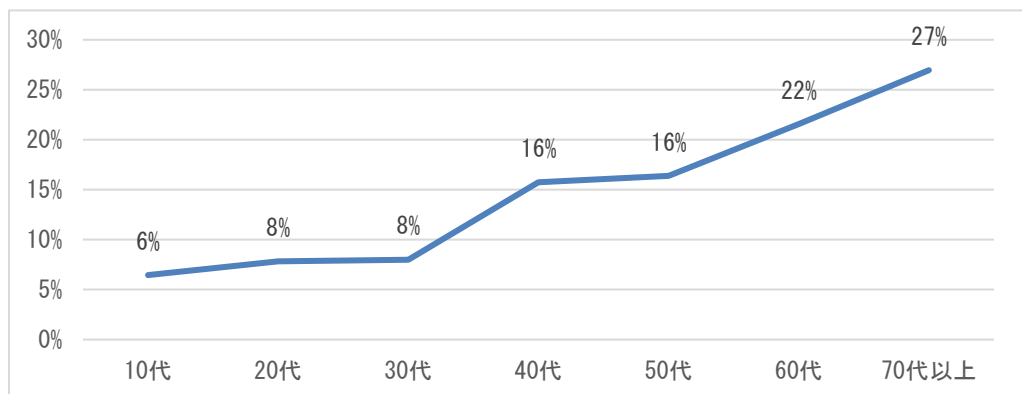
(1) 全体

「地域の連帯感が希薄化している」と回答した人の割合が最も高く（38%）、次いで「防犯に関する意識が不足している」が高い（30%）。



(2) 「地域の連帯感が希薄化している」と回答した人の年代別割合

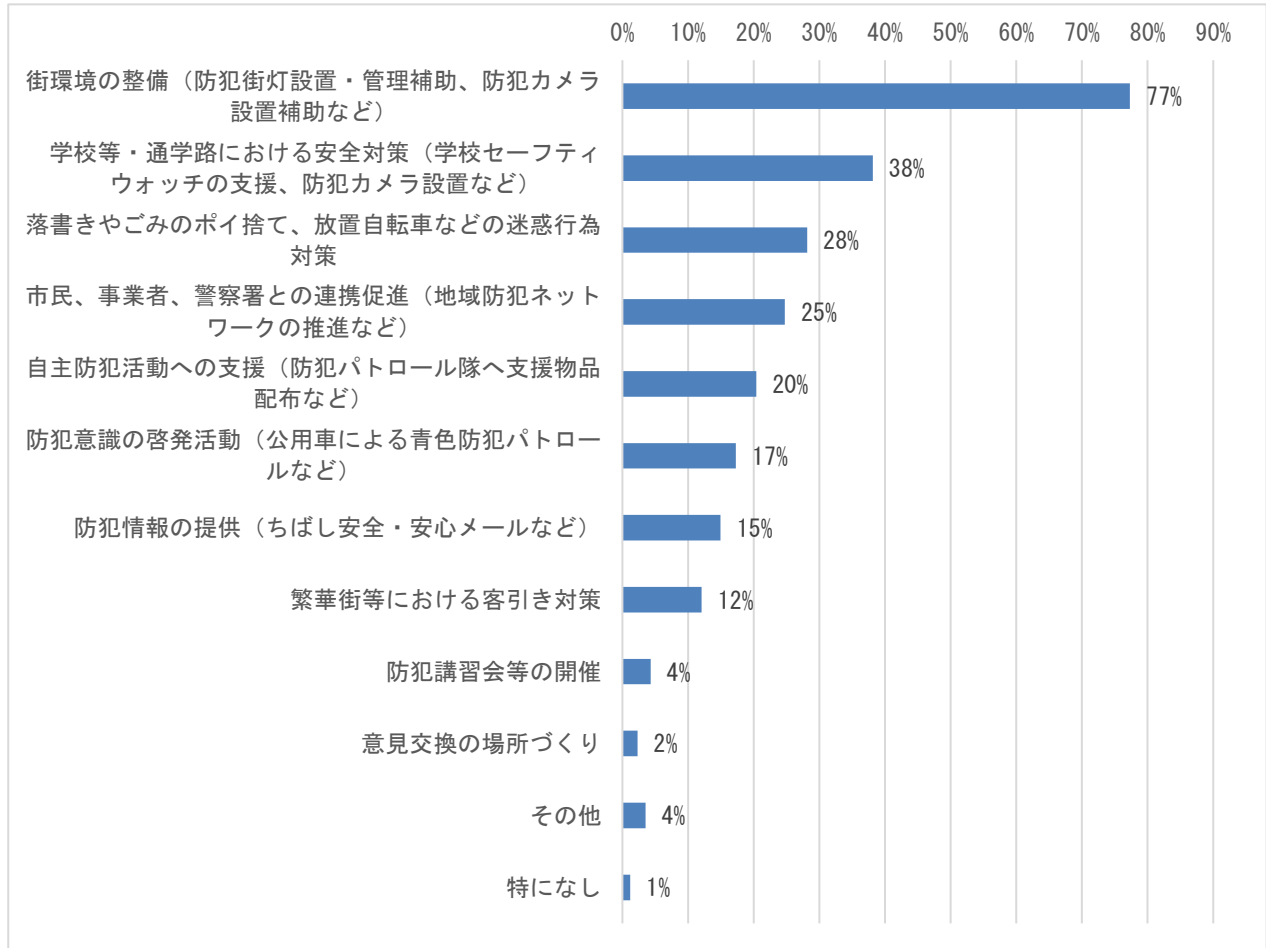
年代が上がるほど、「地域の連帯感が希薄化している」と回答した人の割合が高くなる傾向にある。



7 市に望む防犯施策について

「市が行う防犯対策について、効果的な施策は何だと思えますか？」（複数選択）

防犯街灯設置・管理補助、防犯カメラ設置補助などを含む「街環境の整備」と回答した人の割合が際立って高い（77%）。

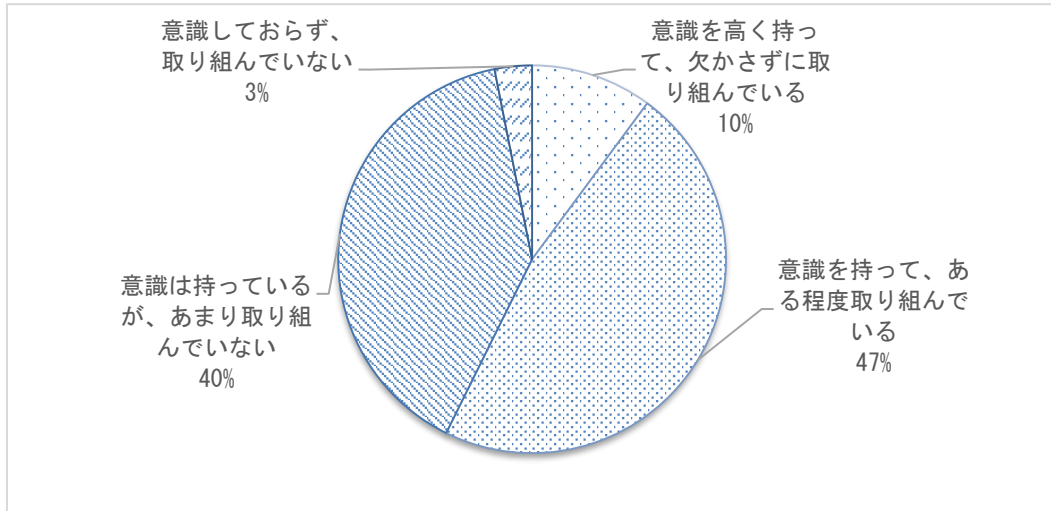


8 防犯意識について

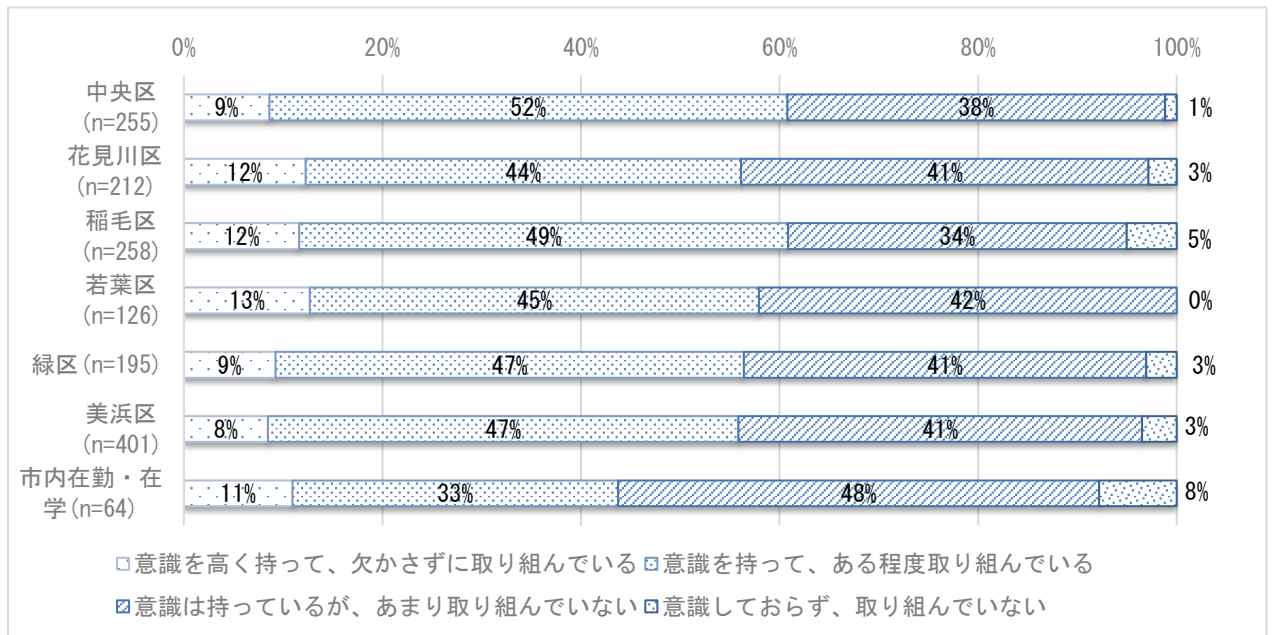
「あなたは防犯対策について、日頃どの程度意識して取り組んでいますか。」（1つ選択）

(1) 全体

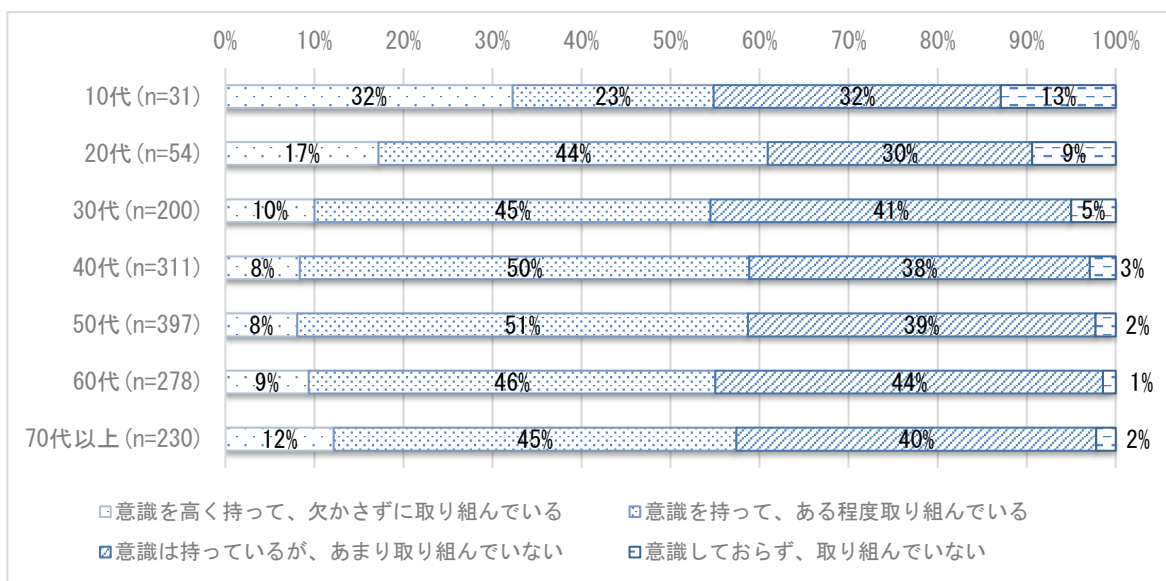
「意識をもってある程度取り組んでいる」が最も高く（47%）、次いで「意識は持っているが、あまり取り組んでいない」が高い（40%）。



(2) 区別



(3) 年代別



<編集・発行>

千葉市 市民局 市民自治推進部 地域安全課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043-245-5264

FAX 043-245-5155

Eメール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp